

平成26年度特許法等改正概要について

A. 特許法の改正

(1) 期限の救済措置の拡充

災害（海外の災害含む）等のやむを得ない事由が生じた場合には、迅速な手続期間の延長ができるよう、制度利用者の利便性の向上に資する救済措置とする。

- 1) 手続期間の延長（第108条第4項、第30条第4項、第44条第7項、第46条第5項等）
- 2) 優先権主張にかかる主張期間と書面提出期間（第41条第1項、第4項、第43条の2、第17条の4等）
- 3) 審査請求期限徒過の救済（第48条の3）

(2) 特許異議申し立て制度の創設

特許権の早期安定化を企図し、異議申立の簡易かつ迅速な審理を可能とする。

B. 意匠法の改正

	現行	改正後
異議申し立て制度 （第113条、第115条、第118条、第120条の5等）	なし	・付与後6ヶ月間 ・何人も可能 ・書面審理のみ （申立人の意見書提出機会有り） ※申立書の要旨変更補正は取消理由通知まで
無効審判請求 （第123条第2項等）	・何人も可能 ・いつでも可能 ・口頭または書面審理	・利害関係人のみ ・いつでも可能 ・口頭または書面審理

(1) ジュネーブ改正協定（特許協力条約（PCT）に対応）

複数国に対して意匠を一括出願可能とする。

国際登録及び国際公表された意匠をその国際登録の日にされた我が国の意匠登録出願とみなす。（第60条の6第1項、第60条の3等）

C. 商標法の改正

(1) 保護対象の拡大（第2条第1項）

色彩のみや音、ホログラムや動きや位置（第5条）からなる商標を保護対象とする。

(2) 地域団体商標の登録主体の拡充（第7条の2第1項）

商工会、商工会議所、NPO法人も登録主体に加える。

(3) 商標法第4条第1項第3号

国際機関と関係があるとの誤認を生じる恐れのない同一・類似商標の適切な保護。

(4) 商標法第26条第1項第6号

商標的使用について。

D. 弁理士法の改正

(1) 弁理士の使命の明確化・業務の拡充

知的財産に関する専門家・アイデア段階での相談業務・利益相反行為の緩和。

E. その他

PCT手数料の納付手続の簡素化。

＜施行日＞

公布日2015年4月1日から（意匠法関係は5月13日から）。